

日本GLP株式会社及び佐川急便株式会社との 災害時における救援物資の受入れ・配送等に関する協定の締結について

本市は、災害時における救援物資の円滑な配送の実施などを目的として、令和3年8月に竣工したGLP ALFALINK（中央区田名）の利用を想定した「災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置等に関する協定」を、日本GLP株式会社及び佐川急便株式会社の3者で、締結しましたので、お知らせします。

1 協定名

「災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置等に関する協定」

2 協定締結日

令和3年11月11日（木）

3 協定の主な内容

（1）物資受入れ拠点としての利用

GLP ALFALINKを災害時に届く物資の受入れ拠点として利用

（2）救援物資の受入れ及び配送等

- ① 避難所への救援物資の配送計画の策定や配送の実施
- ② GLP ALFALINKをはじめ、救援物資の配送に必要な場所や設備の提供
- ③ 避難所への配送時における被災者の物資ニーズの収集
- ④ 災害時における物資・資材の提供
- ⑤ 物資受入れ拠点での救援物資の積み下ろし作業
- ⑥ 積み下ろし作業に必要な人員・機材の提供
- ⑦ 救援物資配送に関するアドバイスができる人員の派遣

（3）広域応援活動拠点としての利用

GLP ALFALINK内の駐車場等のスペースを災害時に派遣された警察や消防、自衛隊等の宿营地として利用

問合せ先
環境経済局経済部地域経済政策課
042-707-7542（直通）

災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置等に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市(以下「甲」という。)、佐川急便株式会社(以下「乙」という。)及び日本G L P株式会社(以下「丙」という。)とが協力して、被災者の生活の安定を図ることを目的として、災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置等に関する事項について定めるものとする。

(救援物資受入れ拠点の設置等)

第2条 救援物資受入れ拠点の設置場所は、災害時に救援物資受入れ拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙若しくは丙又はそれぞれの関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、相模原市内における救援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の状況を勘案しながら、救援物資受入れ拠点を閉鎖するものとする。

(救援物資の受入れ及び配送等並びに要員の派遣の要請)

第3条 甲は、前条第1項の救援物資受入れ拠点を設置する場合には、乙及び丙に対して次の各号に掲げる業務を書面により要請することができる。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに文書にて通知するものとする。

- (1) 避難所等への救援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 救援物資受入れ拠点及び付帯設備の提供
- (3) 避難所への配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (4) 災害時における物資・資材の提供
- (5) 甲から指示のあった救援物資受入れ拠点における荷役作業の実施
- (6) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、救援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは書面により、乙及び丙に対し救援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(広域応援活動拠点の設置)

第4条 第2条第1項の救援物資受入れ拠点のほか、施設駐車場等の提供が可能な場合は、甲は丙と、相模原市地域防災計画に定める広域応援活動拠点の設置について、協議できるものとする。

(救援物資の受入れ及び配送等並びに要員の派遣の実施)

第5条 乙及び丙は、第3条及び第4条の規定による甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙及び丙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙及び丙は、甲の要請により救援物資の受入れ及び配送業務、救援物資受入れ拠点等の提供を行った場合は、書面により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙及び丙は、第3条第2項の規定による要請に対して要員の派遣を行った場合は、書面により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲、乙及び丙は、第3条及び前2項の規定による要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙及び丙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙及び丙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙及び丙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲、乙及び丙が協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 本協定に基づいて施設等に生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定める。ただし、乙及び丙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙及び丙がそれぞれ負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により、当該業務に関して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙丙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。また、甲、乙及び丙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任先)

第12条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合及びこれを変更する場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲、乙又は丙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年11月11日

甲 神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市
市長 本村 賢太郎

乙 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町7番3号
佐川急便株式会社 神奈川支店
支店長 横森 勝成

丙 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター
日本G L P 株式会社
代表取締役社長 帖佐 義之